

第2次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画
ごみ処理基本計画(中間見直し)

平成23年6月

鎌倉市

目 次

I	計画の基本的事項	1
1	計画改定の背景	1
2	計画期間	1
3	計画の位置づけ	1
II	ごみ処理基本計画	2
1	基本理念と基本方針	2
2	ごみ処理の現況	3
(1)	ごみ処理体制	3
(2)	ごみ処理の実績	6
3	これまでのごみ処理の評価	9
4	ごみ処理に関する課題	10
(1)	ごみ発生抑制、減量・資源化の積極的な取り組みの展開	10
(2)	市民、事業者、行政のパートナーシップによるごみの発生抑制、減量・資源化の推進	10
(3)	ごみ処理に伴う財政負担の軽減	11
(4)	循環型社会形成のための収集、処理体制の整備	11
5	ごみの発生量及び処理量の将来推計	12
(1)	人口推計	12
(2)	ごみ発生量の将来推計	12
(3)	減量・資源化策によるごみ発生量の推計	16
(4)	減量・資源化策によるごみ処理量の推計	20
(5)	収集運搬量の見込み	21
(6)	焼却処理量の見込み	22
(7)	環境負荷（温室効果ガス排出量）の見込み	23
6	ごみの発生抑制、再使用、再生利用、焼却量、環境負荷の目標	24
7	3R推進のための市民、事業者、滞在者、行政の役割	25
8	これからのごみ処理体制	30
(1)	ごみの分別区分	30
(2)	収集・運搬計画	31
(3)	中間処理の方法	32
(4)	最終処分計画	33
(5)	在宅医療廃棄物の処理の方法	33
9	ごみ処理施設の整備	34
(1)	基本的考え方	34

(2) ごみ処理施設の整備計画	34
(3) ごみ処理施設の整備	35
10 推進体制	37
(1) 循環型社会形成のための3Rの推進に関する制度（組織）の活用	37
(2) 連携体制	38
(3) 計画の進行管理	38

I 計画の基本的事項

1. 計画改定の背景

平成 18 年 10 月に平成 18 年度から平成 27 年度までの 10 年間を基本計画とする第 2 次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画ごみ処理基本計画を策定しました。5 年目にあたる平成 22 年度は中間的な見直しをするとともに、目標値に対する中間評価をすることになっています。

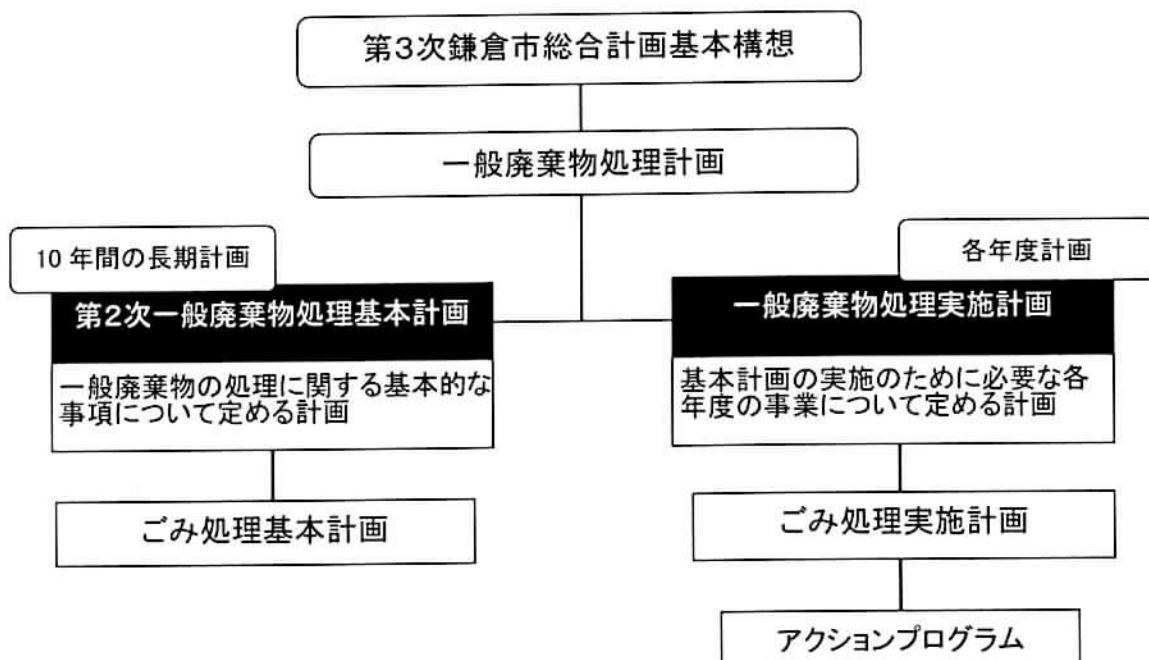
この 5 年間の推計人口との乖離、ごみ処理広域化の状況変化、生ごみ資源化施策の状況変化、また、国の廃棄物処理に関する法制度の改正などを踏まえた計画の改定が必要です。

今回の見直しでは、「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現に向けて、「環境保全の重要性」など新たな見地も含めた検討を行うとともに、さらなる市民、事業者、行政の連携・協働によるごみ減量・資源化の充実拡大を行うものとします。

2. 計画期間

計画期間は、平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 年間となります。

3. 計画の位置づけ



II ごみ処理基本計画

1. 基本理念と基本方針

本市の廃棄物政策は、「循環型社会」を形成するため、市民、事業者、行政が連携・協働して3Rを推進し、廃棄物の焼却量や埋め立てによる最終処分量を限りなくゼロに近づける「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現を目指しています。

「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現を目指して

基本方針1：市民、事業者、行政の連携・協働による3Rの推進

「ごみを持ち込まない」「ごみを作らない」「ごみを出さない」社会づくりに向けて、市民、事業者、市の適切な役割分担と連携・協働のもとで3Rを推進し、ごみの総排出量の削減に努めます。

基本方針2：ライフスタイルや事業活動見直しへの積極的な取り組み

市民や事業者が環境問題に関心を持ち、お互いのパートナーシップのもとで3Rの活動が実践され、ライフスタイルや事業活動の変革が進むよう、普及啓発活動や各種の情報提供、環境教育に積極的に取り組みます。

基本方針3：廃棄物の適正処理

廃棄物の発生を抑制し、発生した廃棄物を再使用、再生利用等を行った上で排出される廃棄物は、環境への負荷を極力低く抑えた安全で安心な処理を目指します。

基本方針4：効率的な処理体制の確立

廃棄物の処理に当たっては、処理コストをさまざまな角度から分析するとともに、民間事業者の積極的な活用により、財政負担を軽減し、効率的な処理体制の確立に努めます。

基本方針5：市民の利便性の向上と公平性の確保

廃棄物の処理に当たっては、市民の利便性を考慮し、処理に対応しやすい環境を整備します。また、家庭系ごみの有料化については、市民への説明を十分行いながら、排出量に応じた負担の公平化の観点から検討します。

ごみ一冊メモ①

◆ゼロ・ウェイストとは

出てきてしまったものを「燃やす」「埋め立てる」「何でもリサイクル」ではなくて「そもそもごみを発生させないようにする」という考え方です。

◆3R（スリーアール）とは

Reduce（リデュース）：発生抑制で、ごみの発生、排出を抑制するということで最も効果的で重要なことです。

Reuse（リユース）：再使用で、製品や部品を、使えるものは繰り返し使おうということです。

Recycle（リサイクル）：再生利用で、再び資源として利用しようということです。

2. ごみ処理の現況

(1) ごみ処理体制

平成22年度の家庭系ごみの分別区分と収集方法は表1のとおりになります。

表1 家庭系ごみの分別区分及び収集方法

区分	排出方法	収集回数
飲食用カン・ビン	コンテナ	週1回
ペットボトル	透明・半透明	週1回
容器包装プラスチック	透明・半透明	週1回
植木剪定材	結束または透明・半透明	週1回
紙類・布類		
紙パック	結束	週1回
ミックスペーパー	紙袋	週1回
新聞、雑誌・ボール紙、段ボール	結束・ボール紙は袋出し可	週1回
布類	透明・半透明	週1回
使用済み食用油	ペットボトル	月1回
ごみ		
燃やすごみ	透明・半透明	週2回
燃えないごみ	透明・半透明	月1回
危険・有害ごみ	透明・半透明	月1回
粗大ごみ・臨時ごみ	—	随時

家庭系ごみの収集区域は、名越クリーンセンター収集区域と今泉クリーンセンター収集区域の2つの区域に分割し、収集しています。

粗大ごみ、臨時ごみは申込みによる戸別収集方式ですが、その他のごみはクリーンステーション方式になります。

収集形態は、資源物、ごみとも直営と委託で実施しています。

また、クリーンステーション（ごみ集積所）まで、ごみや資源物を運び出すことが困難な高齢者や障害者の世帯を対象に週に1度、市職員が戸別に声をかけて安否の確認をしながら、ごみや資源物の収集を行う「声かけふれあい収集」を平成14年2月から実施しています。

事業系ごみは事業者自らの責任において適正に処理することが法令で定められています。

市では収集を行なわず、事業者が独自で収集・運搬・処理を行っています。

なお、市が処理している事業系ごみは、燃やすごみと植木剪定材です。

分別区分ごとの中間処理、処分方法は図1のとおりになります。

ごみ一口メモ②

◆ 「ごみ」とは

「ごみ」という言葉は、廃棄物処理法で定義されています。

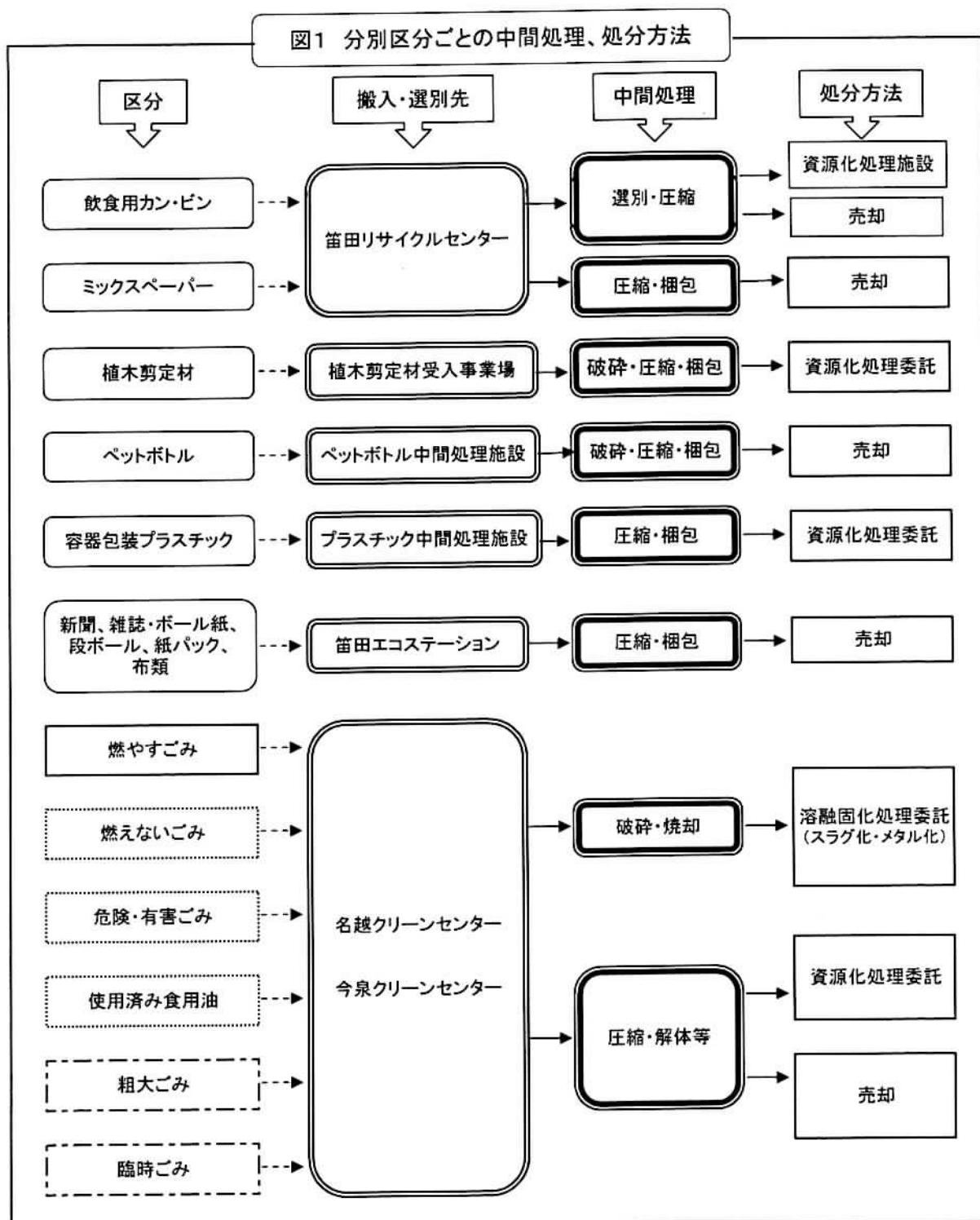
この定義によると、「ごみ」とは、「廃棄物」の一部分である「一般廃棄物」のうち「し尿」を除いたもので、日常生活から発生する「家庭系ごみ」と、事業活動から出る廃棄物のうち「産業廃棄物」以外の「事業系ごみ」とに分かれています。

したがって、資源化のために分別収集されている資源物も、定義の上では「ごみ」に含まれます。

◆ 「鎌倉市声かけふれあい収集」とは

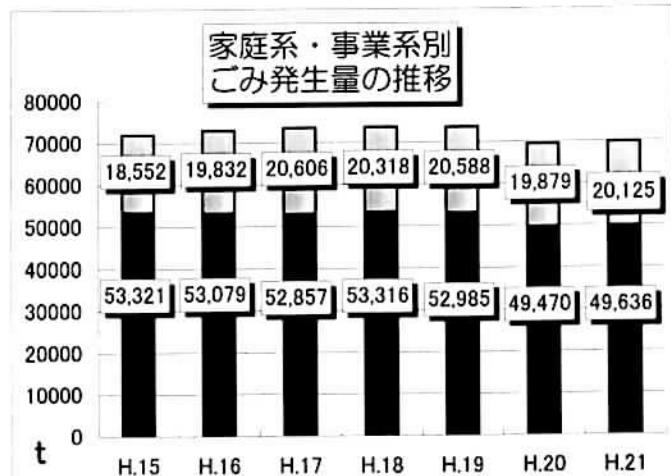
日々のごみの排出が困難な高齢者等の負担を軽減するため、戸別に居宅を訪問してごみ収集を行うとともに、一声かけて安否確認を合わせて行います。

年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
実施件数	41件	118件	147件	186件	224件
年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
実施件数	266件	304件	354件	355件	450件



(2) ごみ処理の実績

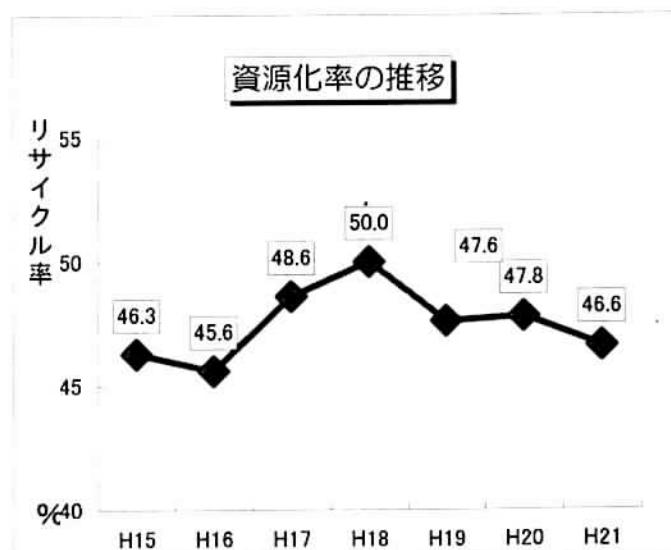
平成21年度までのごみ処理の実績は次のとおりになります。なお、実績値は国・県への報告数値に基づき作成しています。



① ごみの発生量の推移

平成15年度は71,873tでしたが、平成21年度は69,761tとなってています。

内訳は、家庭系ごみは平成15年度5万tを超えていましたが、年々減量傾向にあり、平成20年度からは5万tを切っています。一方、事業系ごみはほぼ横ばいで2万t前後を推移しています。

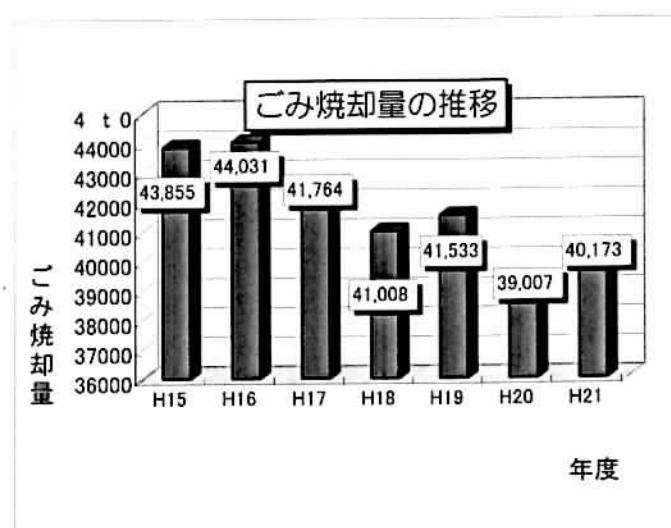


② 資源化率の推移

国が統計をはじめた平成16年度から平成20年度まで10万人以上50万人未満の市町村の中で全国1位、平成21年度は全国2位となっています。

平成18年度をピークに資源化率が低くなっていますが、国の資源化の考え方方が変更になったことにあります。

※平成18年度までの算出方法で計算をすると平成19年度49.0%、平成20年度49.3%、平成21年度は49.1%となります。

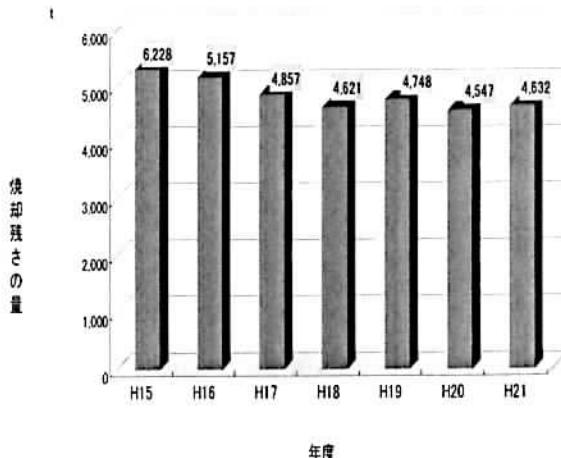


③ ごみの焼却量の推移

平成15年度から平成18年度にかけては焼却量は減少していますが、平成18年度からは4万t前後で横ばい状態となっています。

平成20年度は4万tを切っていますが、世界的な経済不況の影響によるものと思われます。

年度別焼却残さの推移



④ 最終処分

焼却残さの適正な処分及び資源化の推進を図るため、平成12年度から焼却残さの全量を溶融固化処理しており、埋め立てによる最終処分量はゼロになっています。

各年度の処理量は焼却量と比例しており、平成21年度は、4,632 t の焼却残さを処理しています。

ごみ一口メモ ③

◆焼却残さ

ごみを焼却炉で燃やすと灰が残ります。これを「焼却残さ」と呼んでいますが、「残さ」の「さ」は「渣」と漢字で書き、「かす」という意味で、「焼却残さ」はごみ焼却後の残りかすという意味になります。

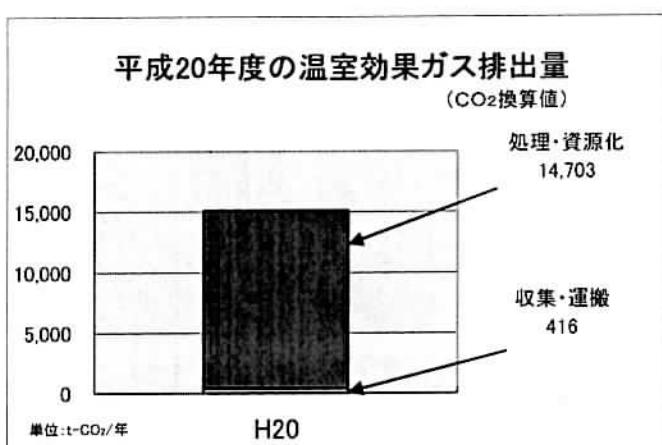
◆「溶融固化・スラグ化」

1,200°C以上で溶岩状に加熱・溶融され、冷却固化したもので、有機物は熱分解、ガス化、燃焼し、無機物はスラグ化します。スラグ化とは、溶岩状の焼却灰を冷却して固めたもので、性状は石に近く、道路の路盤材に使われています。

⑤ 環境負荷

環境負荷のうち、温室効果ガス排出量について、平成20年度の処理実績に基づき、市が直営または委託している市内の収集運搬・処理の際の排出量を調査して算出しています。

二酸化炭素換算では、15,119t-CO₂/年が排出されていると推計しています。



単位:t-CO₂/年

収集・運搬	処理・資源化	合計
416	14,703	15,119

参照 『データ編』(P1) 資料1

⑥ ごみ処理コスト

平成21年度までのごみ処理の収集・処理コストの実績は次のとおりになります。

年 度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
人口(10月1日)	172,820人	173,263人	173,439人	174,164人
世帯数(10月1日)	70,540世帯	71,355世帯	72,039世帯	72,886世帯
経費	3,672,970,600円	3,675,703,302円	3,607,877,897円	3,489,003,258円
収集・収集量	73,634t	73,573t	69,349t	69,761t
ごみ	2,561,758,157円	2,559,847,149円	2,524,263,286円	2,424,328,751円
	44,228t	44,288t	40,875t	42,133t
1人当たり原価	14,823円	14,774円	14,554円	13,920円
燃やすごみ	2,420,512,027円	2,410,236,559円	2,380,023,597円	2,305,750,986円
	42,639t	42,647t	39,356t	40,666t
燃えないごみ	141,246,130円	149,610,590円	144,239,689円	118,577,765円
	1,589t	1,641t	1,519t	1,467t
資源物	1,111,212,443円	1,115,856,153円	1,083,614,611円	1,064,674,507円
	29,406t	29,285t	28,474t	27,628t
1人当たり原価	6,430円	6,440円	6,248円	6,113円
飲食用カン・ビン	292,163,604円	289,782,057円	289,661,431円	293,991,577円
	2,216t	2,184t	2,137t	2,122t
新聞・雑誌・ポーラー紙・布類	144,783,243円	148,620,790円	146,404,706円	146,769,061円
	10,574t	10,289t	9,357t	8,927t
ミックスペーパー・紙パック	112,235,288円	110,993,924円	97,030,658円	102,881,303円
	2,800t	2,859t	2,840t	2,768t
植木剪定材	264,632,464円	277,520,190円	263,223,431円	239,188,039円
	11,120t	11,200t	11,455t	11,177t
ペットボトル	116,275,249円	109,352,087円	111,176,171円	110,403,302円
	466t	484t	474t	471t
容器包装プラスチック	181,122,595円	179,587,105円	176,118,214円	171,441,225円
	2,230t	2,269t	2,211t	2,163t

※ごみ処理コストは、環境省の一般会計基準の計算方法で算出した結果です。

この計算方法は、100万円以上の施設建設・修繕と備品購入費については、複数年で減価償却していること、事務職員の人事費は、ごみ収集・処理費以外の管理経費として位置付けられていることなどから単年度の決算額とは異なります。

3. これまでのごみ処理の評価

平成 21 年度までのごみ発生抑制、再使用、再生利用、焼却量の目標値の達成状況は表 2 のとおりになります。

表 2 第 2 次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画ごみ処理基本計画における目標と達成状況

3 R 指標と 目指す方向	基準年値 平成 15 年度	平成 22 年度 までの目標	平成 22 年度 目標値	平成 21 年度 実績値	達成率 21/15 年度
ごみの総排出量 (+)	71,873t	5%の削減	68,279 t	69,761t	2.94%の削減
資源化率	46.3%	約 50%	50%	46.60%	—
焼却量 (+)	43,855t	10%削減	39,470t	40,173t	8.40%の削減

※神奈川県に廃棄物処理施設の処理内容を報告した数値に基づき算出しています。

家庭系ごみの原単位（一人一日当たりの排出量）は平成 18 年度に策定した計画では平成 21 年度を 813.4 g と見込んでいましたが、実績値は 780.8 g と大幅に減少し、目標を達成しました。容器包装プラスチックなど新たな分別収集を開始したことにより、市民のごみへの意識が高まり、紙類や燃やすごみ等を減らすよう努力していただいた結果と評価しています。

しかしながら、人口推計については平成 21 年度を 167,849 人と推計をしていましたところ、現実は 174,164 人と大幅に乖離したことから、ごみの総排出量については目標値を達成することはできませんでした。

一方、事業系ごみは平成 21 年度の総排出量を 18,904 t 見込んでいましたが、実績値は 20,125 t となっており、資源物は横ばいであるものの、ごみの減量化は進んでいません。

資源化率は、目標値の 50%に達してはいませんが、人口 10 万人以上 50 万人未満の市町村の中で平成 16 年度から平成 20 年度まで 5 年連続全国 1 位、平成 21 年度は全国 2 位となっています。

4. ごみ処理に関する課題

(1) ごみの発生抑制、減量・資源化の積極的な取り組みの展開

ア) ごみの発生抑制、減量の推進

- ・燃やすごみの総排出量は 22 年度目標の 5% 削減に対し 21 年度実績で 2.9% の削減で、目標を達成していない状況です。家庭系、事業系別に 21 年度実績を平成 15 年度と比較すると、家庭系は 6.9% の減少、事業系は 8.5% の増加となつており、事業系ごみの発生抑制が進んでいません。
- ・事業所においては、事業活動におけるごみの発生抑制に努めるとともに、資源物の分別を徹底することが求められます。
- ・市民生活においては、引き続きごみを持ち込まない、出さないライフスタイルへの見直しを進めるとともに、家庭用生ごみ処理機のさらなる普及促進により、生ごみの減量を図ることが必要です。

イ) 資源化の推進

- ・資源化率は 22 年度目標の約 50% に対し 21 年度実績は 46.6% であり、目標達成には至っていない状況です。
- ・事業所においては、事業者の自己責任を基本としながら生ごみの資源化を進める一方、特に中小規模の事業所に関しては、市による支援も視野に入れながら生ごみの資源化を進めることができます。
- ・現在、市民の協力により全国的に高い資源化率に達していますが、焼却量をさらに削減するため、市民の分別品目を増やすことなく資源化品目の拡大を図ることが必要です。

ウ) 環境教育の充実

- ・循環型社会を構築するには、市民、事業者、行政すべての主体が環境問題に関心を持つことが必要です。また、計画の内容や取り組み状況等について、さまざまな手法を用いながら積極的に周知することが必要です。
- ・特に次世代を担う子どもたちが環境問題について関心を持ち、行動できることを目指し、様々な機会を通じ、環境教育を推進することが必要です。

(2) 市民、事業者、行政のパートナーシップによるごみの発生抑制、減量・資源化の推進

- ・市民、事業者、行政がパートナーシップを深めつつ、市民、事業者にごみ処理やリサイクルに関する情報を十分に提供し、それぞれの役割と責任を自覚し、積極的、主体的にごみの発生抑制や減量・資源化を推進していく体制を整備することが必要です。
- ・年間約 1,800 万人訪れる観光客に対して、ごみの発生抑制や分別に関する情報を

提供し、市の施策に協力してもらうことが必要です。

(3) ごみ処理に伴う財政負担の軽減

- ・事業系ごみについては、ごみ処理に伴う適正な財政負担を求めていくことが必要であることから、ごみ処理手数料の見直しが必要です。
- ・家庭系ごみについても、ごみ減量・資源化に向けた市民意識を高め、ごみ排出量に応じた負担の公平化、ごみ排出量の減量を図るため、他市の事例等を踏まえながら有料化を導入することが必要です。

(4) 循環型社会形成のための収集、処理体制の整備

- ・高齢社会の到来、ライフスタイルの多様化、クリーンステーションにおける近隣トラブル等に対応するため、一般家庭における戸別収集方式を導入することが必要です。

5. ごみの発生量及び処理量の将来推計

(1) 人口推計

平成18年10月に策定した計画では、第3次鎌倉市総合計画第2期基本計画策定の推計人口に実人口との乖離分を上乗せして人口推計がなされていました。

しかしながら、その後も人口は微増しており、同基本計画の推計人口との乖離は現在も続いています。計画期間に当たる平成27年度まではこのまま微増傾向が続くものと推計し、平成18年度から平成22年度までの人口推移を基に推計しました。

表3 人口推計

年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
人口	174,354人	174,406人	174,554人	174,682人	174,795人	174,895人

参考 『データ編』(P2) 資料2

(2) ごみ発生量の将来推計

平成21年度までの原単位の実績をベースに過去の排出傾向を加味し、人口推計に基づいて算出した家庭系ごみの平成27年度末までの発生量は次のとおりになります。

表4 家庭系ごみ年度別発生量 (減量化・資源化の施策を推進しなかった場合の推計)

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
資源物	21,861t	21,690t	21,589t	21,496t	21,466t
飲食用カン・ビン	2,127t	2,112t	2,103t	2,095t	2,093t
ペットボトル	479t	478t	478t	479t	480t
容器包装 プラスチック	2,179t	2,166t	2,161t	2,155t	2,157t
植木剪定材	5,095t	5,098t	5,113t	5,126t	5,151t
新聞、雑誌・ボール 紙、段ボール	8,227t	8,089t	7,984t	7,888t	7,820t
布類	937t	935t	936t	937t	940t
ミックスペーパー 紙パック	2,779t	2,774t	2,776t	2,778t	2,787t
使用済み食用油	38t	38t	38t	38t	38t
ごみ	28,587t	28,522t	28,531t	28,541t	28,627t
燃やすごみ	24,659t	24,612t	24,630t	24,646t	24,728t
燃えないごみ	1,365t	1,351t	1,340t	1,331t	1,326t
危険・有害ごみ	63t	63t	64t	65t	66t
粗大・臨時 ・持ち込みごみ	2,500t	2,496t	2,497t	2,499t	2,507t
計	50,448t	50,212t	50,120t	50,037t	50,093t

* 県報告数値の対象をベースに推計

参考 『データ編』(P 3) 資料3

表5 家庭系ごみ発生量推計の考え方

資源物	
飲食用カン・ビン	人口は微増傾向にあるものの、近年、軽量化が図られていることから原単位はやや減少傾向で推移すると見込み微減と推計します。
ペットボトル	人口は微増、需要も増加傾向にあるものの、近年、軽量化が図られていることから、原単位は横ばいで推移すると見込み横ばいと推計します。
容器包装 プラスチック	人口は微増傾向にあるものの、近年、軽量化が図られていることから原単位はやや減少傾向で推移すると見込み微減と推計します。
植木剪定材	人口は微増、原単位も微増傾向で推移すると見込み、やや増加と推計します。
新聞、雑誌・ボーラー紙、段ボール	人口は微増傾向にあるものの、原単位は減少傾向で推移すると見込み減少と推計します。
布類	人口が微増傾向にあり原単位は横ばいで推移しますが、うるう年に当たる23、27年度は増加しますが全体としては横ばいと推計します。
ミックスペーパー 紙パック	人口が微増傾向にあり原単位は横ばいで推移しますが、うるう年に当たる23、27年度は増加しますが全体としては横ばいと推計します。
使用済み食用油	人口は微増傾向にあり、原単位は横ばいで推移すると見込まれますが、原単位が小さいため横ばいと推計します。
ごみ	
燃やすごみ	人口が微増傾向にあり原単位は横ばいで推移しますが、うるう年に当たる23、27年度は増加しますが全体としては横ばいと推計します。
燃えないごみ	人口は微増傾向にあるものの、原単位は減少傾向で推移すると見込み減少と推計します。
危険・有害ごみ	人口は微増傾向にあり、原単位はやや微増で推移すると見込み微増と推計します。
粗大・臨時 ・持ち込みごみ	人口が微増傾向にあり原単位は横ばいで推移しますが、うるう年に当たる23、27年度は増加しますが全体としては横ばいと推計します。

表6 事業系ごみ年度別発生量の推移

項目	年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
資源物		6,309t	6,303t	6,298t	6,293t	6,288t
* 植木剪定材		6,309t	6,303t	6,298t	6,293t	6,288t
ごみ		13,825t	13,794t	13,767t	13,744t	13,723t
燃やすごみ		12,930t	12,901t	12,876t	12,854t	12,835t
持ち込みごみ		895t	893t	891t	890t	888t
・計		20,134t	20,097t	20,065t	20,037t	20,011t

* 竹・笹・シユロを含む

* 県報告数値の対象をベースに推計

参考 『データ編』(p 4) 資料4

表7 事業系ごみ発生量推計の考え方

資源物	
* 植木剪定材	平成15年度～21年度の推移から、平成23年度は一旦微増するものの、その後はやや減少傾向で推移するものとして推計します。
ごみ	
燃やすごみ	やや減少傾向で推移するものとして推計します。
持ち込みごみ	やや減少傾向で推移するものとして推計します。

* 竹・笹・シュロを含む

産業の動向及び事業活動については、景気動向等に左右されたため、的確な将来予想は困難であることから、現状では事業者数等は平成21年度ベースに横ばいで推移するものとして推計しています。

(3) 減量・資源化策によるごみ発生量の推計

表8 家庭系ごみ：減量・資源化対策を実施後の発生量の推移

項目	年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
資源物		21,861t	21,690t	21,589t	21,496t	21,466t
飲食用カン・ビン		2,127t	2,112t	2,103t	2,095t	2,093t
ペットボトル		479t	478t	478t	479t	480t
容器包装 プラスチック		2,179t	2,166t	2,161t	2,155t	2,157t
植木剪定材		5,095t	5,098t	5,113t	5,126t	5,151t
新聞、雑誌・ボール 紙、段ボール		8,227t	8,089t	7,984t	7,888t	7,820t
布類		937t	935t	936t	937t	940t
ミックスペーパー ・紙パック		2,779t	2,774t	2,776t	2,778t	2,787t
使用済み食用油		38t	38t	38t	38t	38t
ごみ		28,587t	28,522t	28,531t	28,541t	28,627t
燃やすごみ発生量		24,659t	24,612t	24,630t	24,646t	24,728t
燃やすごみ		24,182t	23,819t	23,398t	19,499t	19,129t
竹・笹・シロ		240t	240t	240t	240t	240t
紙おむつ		—	72t	72t	72t	72t
生ごみ資源化量 (新規:自己処理)		230t	463t	891t	1,320t	1,749t
生ごみ資源化量 (大型処理機)		7t	18t	29t	40t	51t
戸別・有料化削減量		—	—	—	3,475t	3,487t
燃えないごみ発生量		1,365t	1,351t	1,340t	1,331t	1,326t
燃えないごみ		1,365t	1,351t	1,340t	865t	862t
戸別・有料化削減量		—	—	—	466t	464t
危険・有害ごみ		63t	63t	64t	65t	66t
粗大・臨時 ・持ち込みごみ		2,500t	2,496t	2,497t	2,499t	2,507t
粗大・臨時 ・持ち込みごみ		2,500t	2,396t	2,397t	2,399t	2,407t
うち可燃系		1,723t	1,620t	1,620t	1,622t	1,627t
布団		—	100t	100t	100t	100t
計		50,448t	50,212t	50,120t	50,037t	50,093t

* 県報告数値の対象をベースに推計

表9 家庭系ごみ：減量・資源化策による推計の考え方

ごみ	
燃やすごみ	
竹・笹・シユロ	燃やすごみ組成調査の結果を基に推計される竹・笹・シユロ類340tのうち、植木剪定材として資源化される協力率を70%約240tとし、横ばいで推移するものとして推計します。
紙おむつ	「声かけふれあい収集」で排出される紙おむつの推計量143tのうち資源化可能な量を50%、72tと推計し、横ばいで推移するものとして推計します。資源化装置については平成24年度から平成26年度まで1台ずつ設置し、高齢者福祉施設から排出される紙おむつとともに資源化処理をしていきます。
生ごみ	市民アンケート結果を基に家庭系生ごみ処理機の平成22年度の普及率16.6%、稼働台数12,149台、減量効果2,363tを平成27年度に普及率29.2%、21,404台、減量効果4,112tまで増加するものとして推計しています。平成27年度の平成22年度に対する減量効果は1,749tとして推計しています。また、地域や集合住宅等に大型生ごみ処理機を毎年1台の設置を目指し、1日当たりの処理量を6割稼働すると見込んで推計しています。
戸別・有料化による削減量	家庭系ごみの有料化等を導入することで燃やすごみに含まれている資源物等が減量するものとして推計しています。平成21年度の家庭系燃やすごみの組成調査の結果から混入されている資源物約23%の6割が減量すると推計しています。
燃えないごみ	
戸別・有料化による削減量	他市の実績から家庭系ごみの有料化等を導入することで燃えないごみが減量すると見込んで推計しています。
粗大・臨時・持ち込みごみ	
布団	布団を新たな資源化品目とし、平成21年度の実績100tが燃やすごみから資源化されると見込んでいます。

参考

『データ編』(P.5~P.13)
資料5 ~ 資料9

表10 事業系ごみ：減量・資源化対策を実施後の発生量の推移

項目	年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
資源物		6,309t	6,303t	6,298t	6,293t	6,288t
植木剪定材		6,309t	6,303t	6,298t	6,293t	6,288t
ごみ		13,825t	13,794t	13,767t	13,744t	13,723t
燃やすごみ発生量		12,930t	12,901t	12,876t	12,854t	12,835t
燃やすごみ		12,753t	11,930t	10,817t	9,822t	4,349t
資源物分別徹底による削減量		170t	768t	1,366t	1,964t	2,561t
生ごみ資源化量 (多量排出事業所)		—	102t	368t	588t	838t
生ごみ資源化量 (大型生ごみ処理機)		7t	18t	22t	22t	22t
生ごみ資源化量 (中小規模事業所)		—	—	—	—	4,370t
紙おむつ		—	83t	303t	458t	458t
手数料改定による削減量		—	—	—	—	237t
持ち込みごみ発生量		895t	893t	891t	890t	888t
持ち込みごみ		443t	313t	312t	312t	304t
市関連施設 ・清掃ごみ		452t	450t	449t	448t	446t
畳		—	30t	30t	30t	30t
木質廃材		—	100t	100t	100t	100t
手数料改定による削減量		—	—	—	—	8t
計		20,134t	20,097t	20,065t	20,037t	20,011t

* 県報告数値の対象をベースに推計

表11 事業系ごみ：減量・資源化策による推計の考え方

ごみ	
燃やすごみ	
資源物分別徹底による削減量	排出事業所、収集運搬事業者への啓発、指導を徹底することで搬入される燃やすごみに混入している資源物のうち約7割が減量するとして推計しています。
生ごみ	燃やすごみから生ごみを資源化します。多量排出事業所から排出される生ごみ2,160tのうちの4割、860tを資源化します。資源化に際しては大型生ごみ処理機を平成23、24年度1台ずつ試行として設置し、処理機1日当たりの処理量の6割が稼働すると見込んでいます。また、飲食業等中小規模事業所等から排出される生ごみ6,240tのうち7割、4,370tについても資源化されると推計しています。
紙おむつ	高齢者入所施設の紙おむつの使用状況を聞き取り年間の紙おむつの排出量を推計するとともに、資源化装置1台当たりの処理量を基に資源化量を算出しています。平成24年度から平成26年度まで資源化装置を1台ずつ設置し、平成27年度まで3台設置し資源化していくとしています。
手数料改定による削減量	他市の実績を参考に、手数料改定をすることで燃やすごみの減量化が図れるものとして推計します。
持込みごみ	
畳	小規模事業所等から持ち込まれる畳を新たな資源化品目とし、平成21年度に持ち込まれた畳の量30tが燃やすごみから資源化されると見込んでいます。
木質廃材	小規模事業所等から持ち込まれる木質廃材を新たな資源化品目とし、平成21年度に持ち込まれた量145tのうちの約7割、100tが資源化可能と推計しています。
手数料改定による削減量	他市の実績を参考に、手数料改定することで持ち込みごみの減量化が図れるものとして推計します。

参考 『データ編』(P5、P13～P17)
資料5、資料9～資料11

(4) 減量・資源化策によるごみ処理量の推計

表12 家庭系ごみ：減量・資源化対策を実施後の処理量の推移

項目\年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
資源物	22,101t	22,102t	22,001t	21,908t	21,878t
飲食用カン・ビン	2,127t	2,112t	2,103t	2,095t	2,093t
ペットボトル	479t	478t	478t	479t	480t
容器包装 プラスチック	2,179t	2,166t	2,161t	2,155t	2,157t
植木剪定材	5,095t	5,098t	5,113t	5,126t	5,151t
竹・笹・シュロ	240t	240t	240t	240t	240t
新聞・雑誌 ・段ボール	8,227t	8,089t	7,984t	7,888t	7,820t
布類	937t	935t	936t	937t	940t
ミックスペーパー ・紙パック	2,779t	2,774t	2,776t	2,778t	2,787t
使用済み食用油	38t	38t	38t	38t	38t
紙おむつ	—	72t	72t	72t	72t
布団	—	100t	100t	100t	100t
ごみ	28,110t	27,629t	27,199t	22,828t	22,464t
燃やすごみ	24,182t	23,819t	23,398t	19,499t	19,129t
燃えないごみ	1,365t	1,351t	1,340t	865t	862t
危険・有害ごみ	63t	63t	64t	65t	66t
粗大・臨時 ・持ち込みごみ	2,500t	2,396t	2,397t	2,399t	2,407t
うち可燃系	1,723t	1,620t	1,620t	1,622t	1,627t
うち 不燃系・資源物など	777t	776t	777t	777t	780t
計	50,211t	49,731t	49,200t	44,736t	44,342t

* 県報告数値の対象をベースに推計

表13 家庭系ごみ：減量・資源化策による減量

項目\年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
生ごみ資源化量 (新規:自己処理)	230t	463t	891t	1,320t	1,749t
生ごみ資源化量 (大型生ごみ処理機)	7t	18t	29t	40t	51t
燃やすごみ戸別・有料化による減量見込み量	—	—	—	3,475t	3,487t
燃えないごみ戸別・有料化による減量見込み量	—	—	—	466t	464t
計	237t	481t	920t	5,301t	5,751t

表14 事業系ごみ：減量・資源化対策を実施後の処理量の推移

項目	年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
資源物		6,309t	6,516t	6,731t	6,881t	11,246t
植木剪定材		6,309t	6,303t	6,298t	6,293t	6,288t
生ごみ (中小規模事業所)		—	—	—	—	4,370t
紙おむつ		—	83t	303t	458t	458t
置		—	30t	30t	30t	30t
木質廃材		—	100t	100t	100t	100t
ごみ		13,648t	12,693t	11,578t	10,582t	5,099t
燃やすごみ		12,753t	11,930t	10,817t	9,822t	4,349t
持ち込みごみ		443t	313t	312t	312t	304t
市閑連ごみ・市清掃ごみ		452t	450t	449t	448t	446t
計		19,957t	19,209t	18,309t	17,463t	16,345t

* 県報告数値の対象をベースに推計

表15 事業系ごみ: 減量・資源化策による減量

項目	年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
資源物分別徹底による燃やすごみ減量分		170t	768t	1,366t	1,964t	2,561t
燃やすごみ		170t	768t	1,366t	1,964t	2,561t
手数料改定による燃やすごみ減量分		—	—	—	—	245t
燃やすごみ		—	—	—	—	237t
持ち込み		—	—	—	—	8t
生ごみ資源化量 (多量排出事業所)		—	102t	368t	588t	838t
生ごみ資源化量 (大型生ごみ処理機)		7t	18t	22t	22t	22t
計		177t	888t	1,756t	2,574t	3,666t

(5) 収集運搬量の見込み

平成27年度末までの収集運搬量（減量化・資源化の施策を推進した場合）の推計は、家庭系についてはP20の表12「減量・資源化対策を実施した後の家庭系ごみの処理量の推移」、事業系については表14「減量・資源化対策を実施した後の事業系ごみ処理量の推移」と同じ量と見込んでいます。

(6) 焼却処理量の見込み

平成27年度末までの焼却処理量の見込みは次のとおりになります。

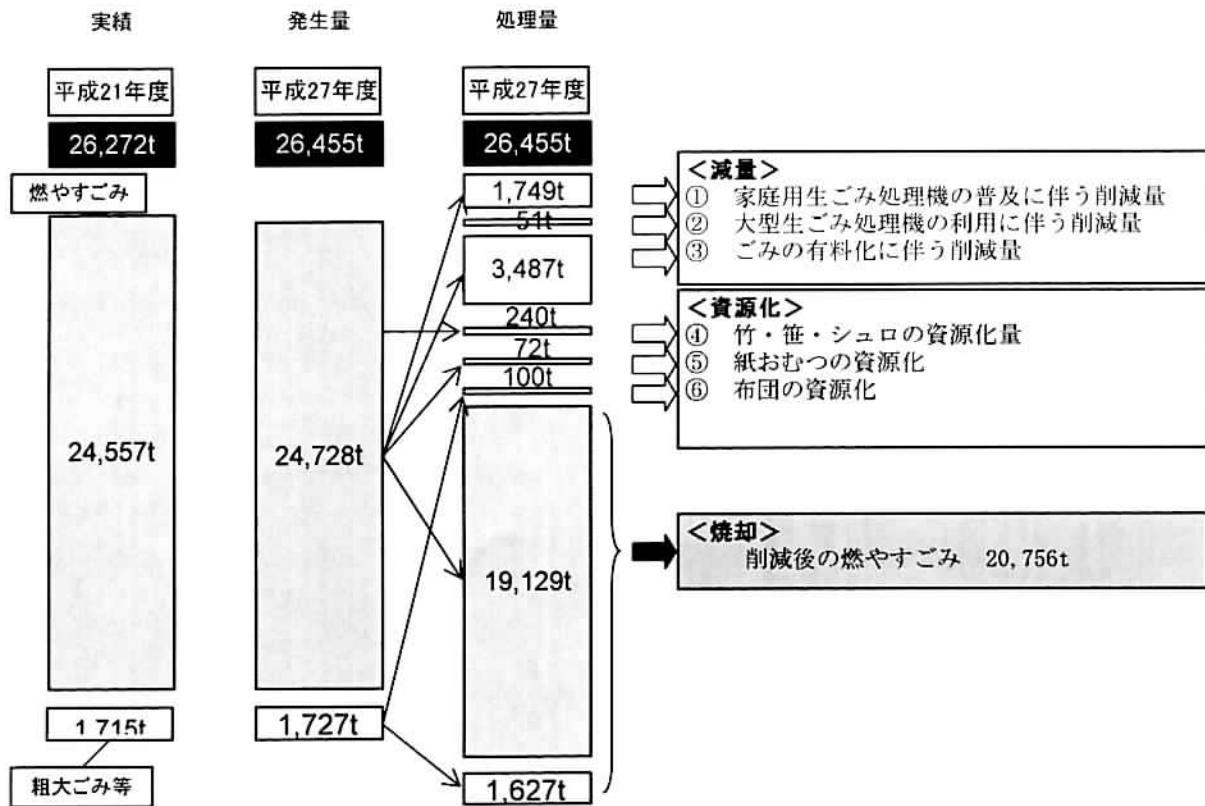
表16 焼却処理量の見込み

項目\年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
ごみ焼却対象量	39,553t	38,132t	36,596t	31,703t	25,855t
家庭系ごみ	25,905t	25,439t	25,018t	21,121t	20,756t
	燃やすごみ	24,182t	23,819t	23,398t	19,499t
	※粗大ごみ、持ち込みごみ等	1,723t	1,620t	1,620t	1,627t
事業系ごみ	13,648t	12,693t	11,578t	10,582t	5,099t
	燃やすごみ	12,753t	11,930t	10,817t	9,822t
	持ち込みごみ	443t	313t	312t	304t
市関連施設 ・清掃ごみ	452t	450t	449t	448t	446t

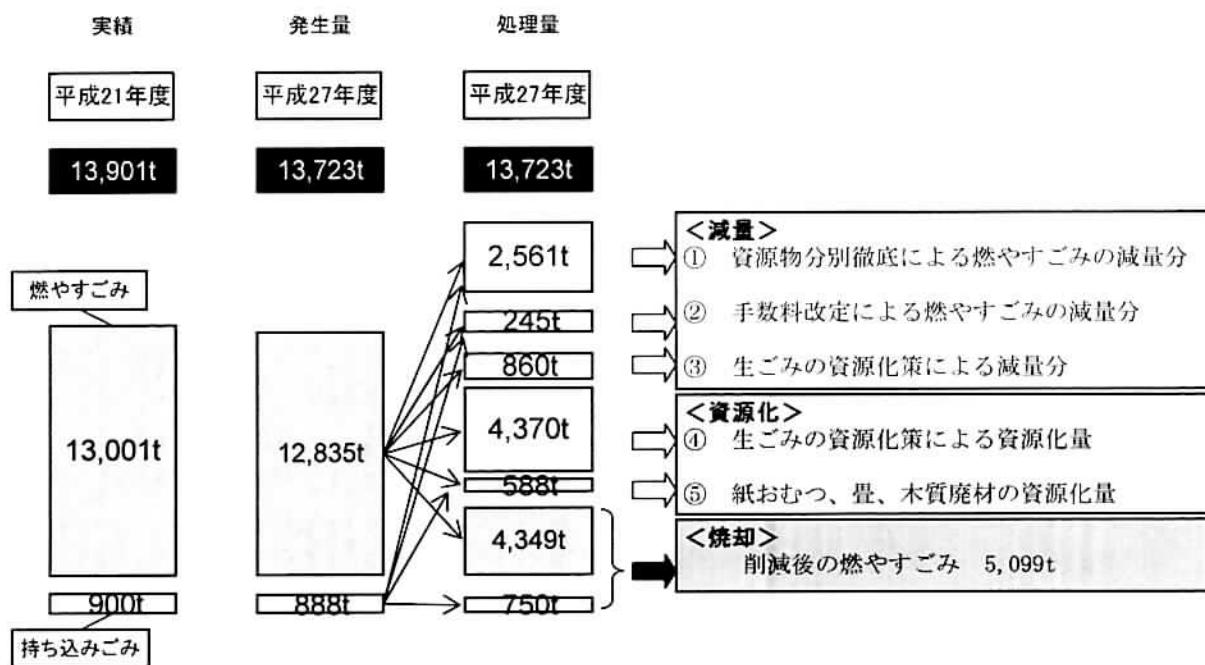
※ 表16のごみ焼却対象量は、市内焼却施設での焼却分を対象としています。

※ 粗大ごみ、持ち込みごみ等の焼却量の数値は表12の処理量のうち可燃系の数値となっています。

家庭系燃やすごみの削減イメージ



事業系燃やごみの削減イメージ



(7) 環境負荷（温室効果ガス排出量）の見込み

平成27年度の温室効果ガス排出量の見込みは次のとおりになります。焼却量の削減目標を達成させることにより、大幅に減少するものとして推計します。

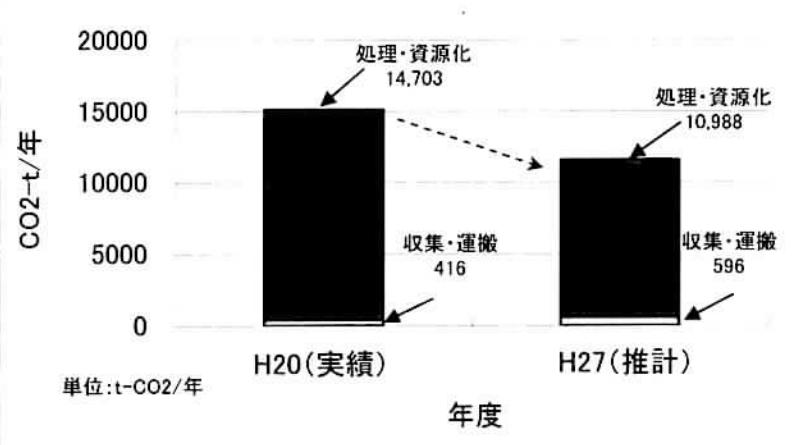


表17 温室効果ガス排出量の実績と見込み

単位:t-CO₂/年

年度	収集・運搬	資源化・処理	合計
平成20年度 (実績)	416	14,703	15,119
平成27年度 (推計)	596	10,988	11,584

参考 『データ編』(P-1)資料1

6. ごみの発生抑制、再使用、再生利用、焼却量、環境負荷の目標

循環型社会を構築するために3Rの推進に積極的に取り組む中、その成果や進捗状況を確認し、さらに効率的、効果的な事業の推進を図るために次のとおり3Rの指標を定めています。

平成27年度末までの目標値は次のとおりになります。

3R指標と 目指す方法	基 準 年 値 平成 15 年度	平成 21 年度実績値 (平成 15 年度比)	平成 27 年度目標値 (平成 15 年度比)
ごみの排出量 (一)	71,873t	69,761t (2.94%削減)	60,687 t (約 16%削減)
資源化率	46.30%	46.60%	約 60%
焼却量 (一)	43,855t	40,173t (8.4%削減)	25,855 t (約 41%削減)

※焼却量は、市内焼却施設での焼却分を対象としています。

また、環境省策定の「ごみ処理基本計画策定指針（平成20年6月改定）」では、地球温暖化防止の観点から温室効果ガスの排出量の削減について配慮するよう求めていることから、新たに環境負荷（温室効果ガスの排出量）の指標も定めています。

平成27年度末の目標値は次のとおりになります。

環境負荷の指標	基 準 年 値 平成 20 年度	平成 27 年度目標値
温室効果ガス排出量（一） (二酸化炭素換算)	15,119t·CO ₂	11,584 t·CO ₂ (平成 20 年度比 約 23%削減)

7. 3R推進のための市民、事業者、滞在者、行政の役割

市民、事業者、滞在者、市のそれぞれが具体的な取り組みを実践することが重要です。

【市民】

- ・家庭から排出される資源物とごみの減量・資源化に努めます。
- ・市の資源物とごみの分別収集に積極的に協力します。
- ・各家庭または地域の生ごみ処理機を使用して、生ごみの減量・資源化に努めます。
- ・レジ袋削減のため、マイバッグを使用します。
- ・使い捨て製品の使用を自粛します。
- ・過剰な包装を断ります。
- ・詰め替え用や繰り返し使用できる製品、再生品やグリーン購入対象品を購入します。
- ・長期間使うことのできる商品を選択します。
- ・食材を捨てることのないような料理の工夫を行います。
- ・3Rに取り組んでいる店舗から買い物をするように努めます。
- ・資源物は、できるだけ販売店へ返却します。
- ・地域で展開する3Rの取り組みへ積極的に参加します。
- ・市や事業所が行う説明会や勉強会等へ積極的に参加します。

【事業者】

- ・事業所から排出される資源物とごみの減量・資源化に努めます。
- ・多量排出事業所は、排出する生ごみを自ら資源化することに積極的に取り組みます。
- ・飲食業等中小規模事業所は、市が取り組む生ごみ等の資源化施策のために、分別排出に積極的に協力します。
- ・ごみの排出抑制等の目的のために市が取り組む、ごみ処理手数料の見直しなどの施策に協力します。
- ・市が行う新たな資源化の推進のために、事業所から排出される生ごみ、紙おむつ、畳、木質廃材などの分別排出に協力します。
- ・簡易包装を実施します。
- ・繰り返し使用できる製品、再生品やグリーン購入対象品を生産、販売します。
- ・資源物の回収ボックスを設置します。
- ・製品の修理を実施するとともに、その情報を積極的にPRします。
- ・市民（消費者）との意見交換や話し合いに取り組みます。
- ・自らの3Rへの取り組み活動を積極的にPRします。
- ・環境マネジメントシステムを構築します。

【滞在者】

- ・市の資源物とごみの分別収集に積極的に協力します。
- ・レジ袋削減のため、マイバッグを使用するとともに、過剰な包装を断ります。
- ・詰め替え用や繰り返し使用できる製品、再生品やグリーン購入対象品を購入します。
- ・3Rに取り組んでいる店舗から買い物するよう努めます。
- ・資源物は、できるだけ販売店へ返却します。
- ・観光客は、持参したごみを持ち帰るよう努めます。

【行政】

<家庭・地域に対する働きかけ>

◎生ごみ処理機のさらなる普及促進

- ・家族構成や生活様式といったライフスタイルにあった生ごみ処理機の普及を推進するため、各種生ごみ処理機を展示し、使用方法や電力使用量等の情報とともに市の助成制度を紹介していきます。
- ・生ごみ処理機に関する専門相談窓口を設置し、効率的な使用方法や疑問点にきめ細かく対応することで、継続的に生ごみ処理機を使用していただくことができるよう取り組みます。
- ・自治・町内会での会合や地域でのイベント等において、生ごみ処理機の実物を用いたわかりやすい説明を行い、普及の促進を図ります。
- ・家庭用生ごみ処理機は面的な普及を図ることが効果的なため、機器を無料で試用してもらうモデル地区を毎年度設置していくよう自治・町内会へ働きかけを行います。
- ・地域や集合住宅に大型生ごみ処理機を設置するよう積極的な働きかけを行います。また、設置に当たっては市が行い、周辺住民の方に共同使用していただきます。

◎その他の啓発

- ・子どもの頃からごみの減量・資源化に関心をもってもらうため、学校等における3R教育を推進するため職員による出前講座等の充実を図ります。
- ・広報紙等の印刷物やホームページ、説明会などを通じて、ごみの減量・資源化のための具体的な方法を積極的にPRするようさらなる啓発を行います。
- ・3R推進事業奨励金交付制度により、自治・町内会における3Rへの取り組みを支援します。

<事業所・商店街に対する働きかけ>

◎資源物分別の徹底

クリーンセンターに搬入される事業所からのごみについてピット前調査を強化することを目的に横浜市や川崎市などで導入している検査機を新たに設置し、燃やすごみに混入している廃プラスチックや紙類といった資源物を分別するよう事業所、収集運搬業者に対して啓発・指導を強化していきます。

◎生ごみ資源化の促進

- ・ 多量排出事業所に対して、燃やすごみとして排出されている生ごみを資源化していくよう働きかけを行います。
- ・ 大型生ごみ処理機のモデル実施に当たって導入する事業所等を支援します。事業所における大型生ごみ処理機の普及方法について検討を進めます。
- ・ 事業所から排出される生ごみのうち 7 割を占める飲食業等中小規模事業所から排出される生ごみの資源化を促進します。生ごみを分別し、積替施設までは各事業者の責任で行い、その後の堆肥化等の資源化については市の事業として行うなど、市と事業所とが協働で取り組む体制を構築していきます。

◎その他の啓発

- ・ 商店街や各事業所等に本市のごみ事情やごみ処理費用について説明していくとともに、ごみの減量・資源化について情報共有ができるよう毎年度説明会を開催し、周知徹底に努めます。
- ・ 廃棄物の減量・資源化を進めるために、環境マネジメントシステム「エコアクション21」の導入に向けたサポートを行います。
- ・ 「エコショップ」「エコ商店街」への登録など、3Rに貢献している事業所等の地域での取り組みを積極的にPRしていきます。

<その他のごみ減量・資源化の方策>

◎リデュース（発生抑制）の推進

- ・ ライフスタイルの見直しを通じたごみの削減として、マイバッグ運動や使い捨て製品の使用自粛など市民への啓発を引き続き行います。
- ・ 事業者に対しては、生産工程における3Rの推進や飲食業や小売業などにおける使い捨て物品や包装材の削減などを呼びかけていきます。

◎リユース（再使用）の推進

- ・ 自治・町内会やNPO団体等が実施する行事において使用するリユース食器のレンタル費用に対して補助制度を立ち上げます。
- ・

◎リサイクル（再生利用）の推進

- ・ 粗大・持ち込ごみとして集められた「布団」を固形燃料材に資源化していきます。
- ・ 小規模事業所から持ち込まれていた「畳」を固形燃料材に、「木質廃材」を建材ボード原料に資源化していきます。
- ・ 市民から排出される竹・笹・シラカバ類は堆肥化することは困難として燃やすごみとして処理してきましたが、処理過程の改良により他の植木剪定材と同様に堆肥化処理をしていきます。
- ・ 高齢化にともない排出量が増加すると見込まれる「紙おむつ」については資源化装置を設置し、固形燃料材に資源化していきます。分別排出、収集の容易さから、声かけふれあい収集家庭と高齢者入所施設から排出される紙おむつを資源化していきます。

＜制度としてのごみ減量化誘導方策の実施＞

- ・カラス被害やルール違反等近隣トラブルが多いクリーンステーション収集から、排出者責任が明確になり、さらなる分別精度の向上が期待される戸別収集の導入を目指します。
- ・費用負担の公平性確保、ごみの発生抑制に対する経済的インセンティブ効果等を目的とした家庭系ごみの有料化の導入を目指します。
- ・事業系ごみの処理手数料は市が行う処理に要する費用に対して、応分の負担がなされることが必要であり、また、減量・資源化を促す効果があることから、手数料の改定について検討していきます。
- ・一定規模以上の集合住宅を建設する際に、大型生ごみ処理機や処理槽付きディスポーザーによる生ごみ減量化設備の設置を義務化するなど、関係条例の改正を行います。

＜市民、事業者、行政が一丸となった取組の推進＞

- ・本計画を着実に推進するためには、市民、事業者の協力が不可欠であることから、計画の内容や取り組み状況等について、さまざまな手法を用いながら積極的に周知していきます。
- ・市民、事業者、行政が一丸となってごみ問題を考え行動することを目指す推進組織を設置します。
- ・廃棄物減量化等推進員と協働して、全市的な3Rの取組を推進します。

＜市域の事業所のひとつである市役所の取組＞

- ・市が率先して環境に配慮した取組を実践するため、環境マネジメントシステム「かまくらエコアクション21」の運用を引き続き進めます。
- ・市が購入する物品や資材は長く使用できるものを選択します。
- ・繰り返し使用できる製品、再生品やグリーン購入対象品の購入、利用を推進します。

ごみ一口メモ ④

◆滞在者とは

観光旅行者、市内に通勤または通学する者、その他市内に滞在・市内を通過する者をいいます。

◆グリーン購入とは

グリーン購入とは、製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することで、平成13年4月に施行されたグリーン購入法により、国等の機関にグリーン購入に努めることが求められています。

◆環境マネジメント

事業者が自動的に環境保全に関する取り組みを進めるに当たり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことをいいます。

ごみ一口メモ ⑤

◆かまくらエコアクション

環境マネジメントの国際基準である国際標準機関が定める ISO14000 シリーズと内容はほぼ同等であり、中小企業等でも容易に取り組める環境省が策定した環境経営システムである「エコアクション21」をより取り組みやすくした環境経営システムです。

◆エコショップ・エコ商店街

鎌倉市の地球温暖化対策を推進するため、市民・事業者がそれぞれに環境に配慮し、自ら主体的に行動することが大変重要なため、環境に配慮した店舗を「エコショップ」、商店街等を「エコ商店街」として認定する制度です。

◆主な実施事業のスケジュール

主な実施事業	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
家庭・地域に対する働きかけ					
家庭用生ごみ処理機のさらなる普及	啓発・助成				→
家庭用生ごみ処理機使用継続の働きかけ		機器の展示、専門アドバイザーの設置等			→
モデル地区における生ごみ処理機の普及	実施				→
地域等における大型生ごみ処理機設置	実施				→
事業所・商店街に対する働きかけ					
事業所における資源物分別の徹底	啓発	ビット前調査強化			→
多量排出事業所における生ごみ資源化の促進	啓発	資源化			→
大型生ごみ処理機モデル機の設置	試行				→
飲食業等中小規模事業所における生ごみ資源化の促進	検討		モデル地区		資源化
他のごみ減量・資源化の方策					
リサイクルの推進－資源化品目の拡大 竹・笹・シロ		資源化			→
布団、畳、木質廃材、紙おむつ	場所確保	資源化			→
制度としてのごみ減量化誘導方策の実施					
家庭の燃やごみ等の戸別収集		モデル地区	→	全市実施	→
家庭系ごみの有料化				実施	→
事業系ごみ処理手数料の改定					実施
市民、事業者、行政が一丸となった取組の推進					
(仮) 鎌倉のごみ未来を考え行動する市民会議の創設	活動				→

8. これからのごみ処理体制

(1) ゴミの分別区分

家庭系ごみの燃やすごみのうち竹・笹・シュロについては植木剪定材として堆肥化するとともに、粗大ごみとして排出された布団についても固形燃料に資源化していきます。

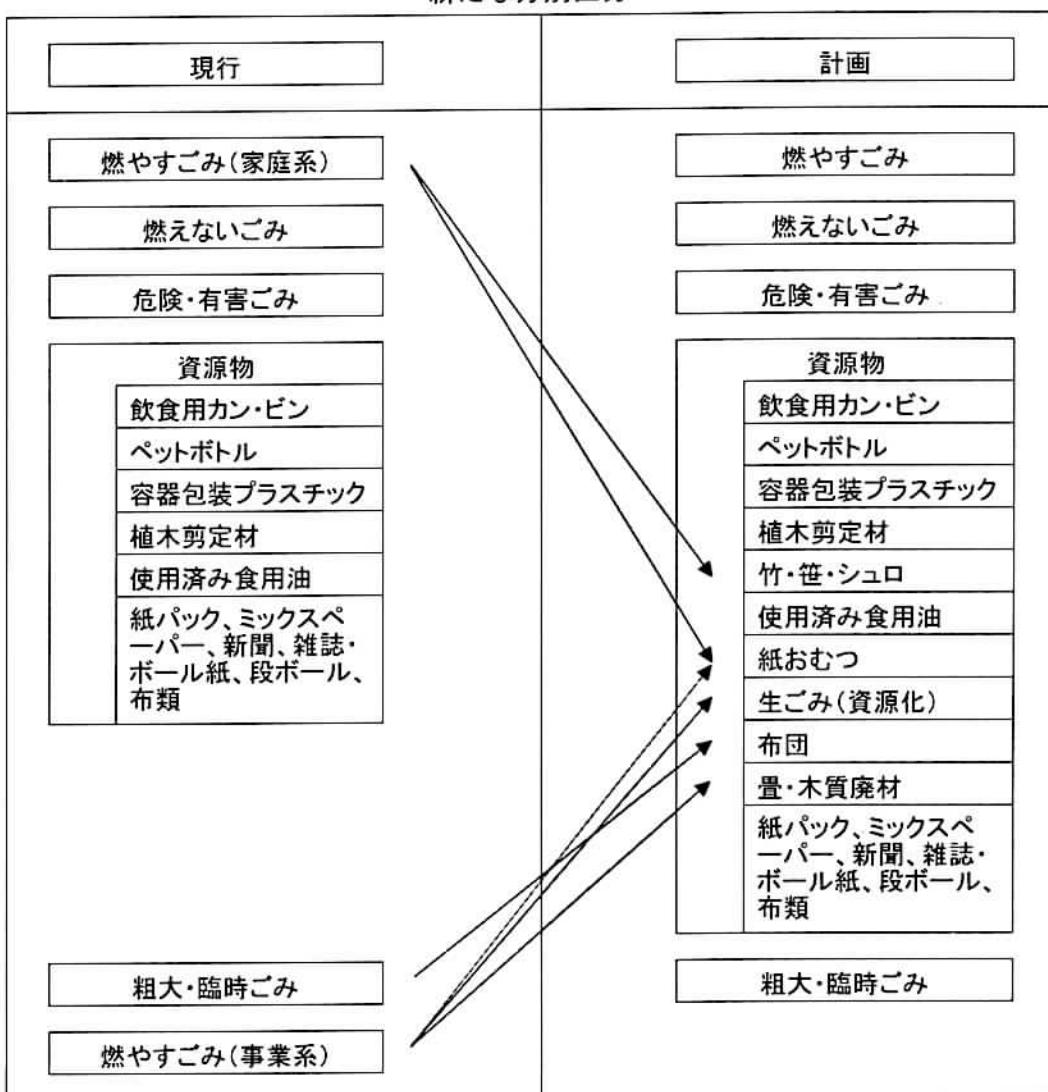
事業系ごみの分別と資源化を推進するため、畳や木質廃材を資源化とともに、生ごみは燃やすごみから分別し、民間施設にて資源化を進めています。

また、高齢者入所施設や声かけふれあい収集家庭から排出される紙おむつについて固形燃料に資源化する処理設備を設置し資源化していきます。

容器包装プラスチック以外のプラスチックの資源化は、環境負荷、経済性の視点から先送りするものとし、今後の国の動向をみながら引き続き検討をしていきます。

参考 『データ編』P18 資料 12

新たな分別区分



(2) 収集・運搬計画

ア) 基本的な考え方

ごみの収集・運搬は、市民生活に直結するものであり、市民が快適で衛生的な生活を確保し、適正なごみ処理を行うためには必要不可欠なものです。

市民の利便性の向上やごみの排出マナーや分別精度の向上、高齢者世帯や子育て世帯の負担軽減を図るため、一部の品目で戸別収集方式の導入を目指します。

また、超高齢化社会に向け「声かけふれあい収集」についても継続して実施します。

イ) 家庭系ごみ

現在、ごみの収集区域は名越クリーンセンター収集区域と今泉クリーンセンター収集区域ですが、収集効率を考慮してその統合について検討していきます。

排出方法や収集回数については、現行を基本としますが、戸別収集方式を導入する品目については一部見直しを行います。

収集形態は、資源物、ごみとも直営及び民間委託による実施としますが、戸別収集方式の導入にあたっては様々な角度から検討を行い、財政状況に配慮した運用を図ります。

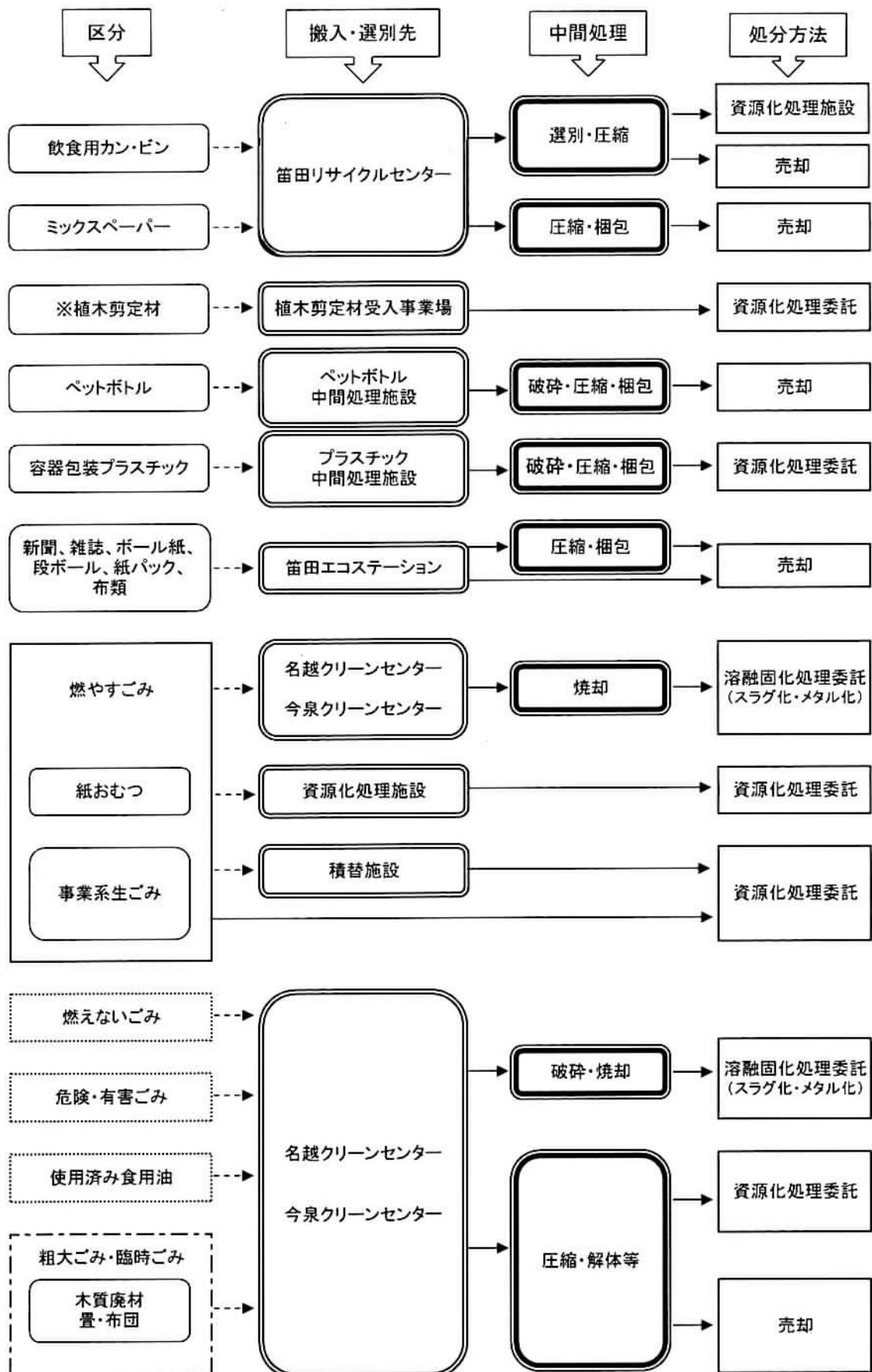
ウ) 事業系ごみ

事業系ごみは、事業者自らの責任において適正に処理することを基本とし、その収集運搬は一般廃棄物収集運搬業者によるものとしています。

焼却量の削減には、事業系生ごみを資源化することが有効な手段です。

そこで、中小規模の事業所の生ごみの資源化を促進するために、生ごみを分別し、積替施設までは事業者の責任で収集運搬業者等を使いながら行いますが、その後の積替施設から資源化施設までの運搬については市が行うなど新たな仕組みを作ることを検討します。

(3) 中間処理の方法



(4) 最終処分計画

本市の焼却残さの全量は、専門業者に委託し、溶融固化処理を行っているため最終処分場への埋め立ては行っていません。

最終処分場を関谷に保有していますが、生活環境整備審議会からの提言を受け、廃止に向けた調査・手続きを進めています。

溶融固化処理は、脱埋め立てを目指す本市のごみ処理方針に合致しています。今後も引き続き、溶融固化処理をはじめとする焼却灰の処理を実施していきます。

(5) 在宅医療廃棄物の処理の方法

ア) 市で収集するもの(非鋭利なもの)

区分	廃棄物の種類	排出方法
バッグ類	蓄尿バッグ	「燃やすごみ」 ・中身等はトイレに捨てるなど空にする。 ・ごみ袋に入れる前に、新聞紙やボリ袋で梱包する。 ・  がついているものも衛生的に処理をするため、「燃やすごみ」として排出する。
	ストーマ装具	
	点滴バッグ	
	CAPD用廃液バッグ	
	輸液バッグ	
ライン類	点滴ライン	
	CAPD用チューブ	
	CAPD用輸液ライン	
カテーテル類	ぼうこう留置カテーテル	
	自己導入カテーテル	
	口腔・気管内吸引チューブ	
布・紙類 (血液等付着含)	ガーゼ・脱脂綿類	
	使い捨て手袋	
	紙おむつ	
カン・ピン類	飲み薬用のбин	「飲食用бин」 「燃えないごみ」
	飲み薬以外のбин	
	経管栄養剤のカン	

イ) 医療機関等に返却するもの(鋭利な物、鋭利だが安全な仕組みを持つもの)

区分	廃棄物の種類	排出方法
注射針	医師等が処置をした注射針	「医療機関に返却」「医師が持ち帰る」 ・医療機関に返却するときは、針はカン・ピン等堅固な容器に入れて返却する。
	点滴セットの針	
	翼状針	
	インスリン用注射針	
	ペン型注射針	
	穿刺針(血糖値測定用)	
その他	連結管の針	
	ペン型自己注射カートリッジ	
	医師が処置した注射器	

※在宅医療廃棄物適正ガイドライン（平成20年2月）、在宅医療廃棄物の処理に関する取り組み推進のための手引き（平成20年3月）を参考に鎌倉市医師会等からご助言をいただき整理しています。

9. ごみ処理施設の整備

(1) 基本的な考え方

名越クリーンセンターの延命工事の実施、今泉クリーンセンターの焼却停止、笛田リサイクルセンターの耐用年数等を踏まえつつ、施設の在り方について中長期的な検討をする必要があります。

また、最終処分場用地や深沢クリーンセンター用地の将来的なあり方なども視野に入れながら総合的に見直し、計画していく必要があります。

特にごみ焼却施設の新設は、本市の重要課題であり、逗子市との広域的なごみ処理を考慮しながら早急に進めていかなければなりません。

本市のごみ処理施設については、市内に施設整備のための新たな用地を確保することが極めて困難な現状を考慮し、現在の施設の利用形態にとらわれることなく、新たなごみ処理技術の導入や民間事業者の活用など、様々な角度から検討していきます。

例えば、市内に大規模な施設整備を行わず、民間のごみ資源化施設に処理委託を行うことや、生ごみの堆肥化など小規模な施設による処理方策の検討などを行います。

なお、生ごみを資源化する施設については、生ごみと下水汚泥を混合メタン発酵処理する施設の検討を行った経過がありました。今後のメタン発酵技術の進歩や取り組み事例の増加、バイオマス利活用関連の法整備、交付金要綱の改定、地球温暖化対策、エネルギー施策など、廃棄物行政をとりまく状況の変化を見定めながら、今後も最新の技術動向などの情報収集に努めるとともに調査研究を進めます。

鎌倉市のごみ処理施設の現状

	名越	今泉	笛田
ごみ焼却施設	○	○	
カン・ピン中間処理施設			○

名越：名越クリーンセンター 今泉：今泉クリーンセンター

笛田：笛田リサイクルセンター

(2) ごみ処理施設の整備計画

本市で必要とされる中間処理施設は、ごみ焼却施設、カン・ピン、紙類、ペットボトル、容器包装プラスチック、植木剪定材、事業系生ごみの資源化施設です。

また、布団、畳、木質廃材、紙おむつについても資源化を目指しています。

ごみ焼却施設は、名越・今泉クリーンセンターの適正な維持管理に努め、当面、焼却処理を継続します。

名越クリーンセンターは10年間を超える延命化工事を実施し、引き続き焼却処理を行っていくものの、今泉クリーンセンターについては、平成27年度を目途に焼却を停止するものとしています。

なお、将来のごみ焼却施設は、ごみの広域処理を共同で行う逗子市と十分な協議を行い、検討していきます。

笛田リサイクルセンターは、適切な維持管理に努め、資源物の再生利用を継続していきます。

その他、必要とする施設は、植木剪定材、事業系生ごみの積替施設となります。

また、紙類、ペットボトル、容器包装プラスチック、植木剪定材、事業系生ごみの資源化施設については、民間事業者による中間処理施設を活用することとします。

なお、本市が必要とするごみ処理施設は次のとおりです。

鎌倉市において必要なごみ処理施設等

処理の段階	対象となる施設
再生	笛田リサイクルセンター
	紙類等中間資源化施設（民間）
	ペットボトル中間資源化施設（民間）
	容器包装プラスチック中間資源化施設（民間）
	植木剪定材堆肥化施設（民間）
	事業系生ごみ資源化施設（民間）
焼却	名越クリーンセンター
	今泉クリーンセンター（平成27年度を目途に焼却停止）
その他	植木剪定材積替施設
	事業系生ごみ積替施設

(3) 鎌倉市のごみ処理施設

ア) 名越クリーンセンター

平14年11月までにダイオキシン類削減対策工事を終了し、現在継続して稼働（2炉）しています。

現行施設の適正な維持管理を行うとともに、10年間を超える延命化工事を実施し、引き続き焼却処理を継続します。

将来の焼却施設については、ごみの広域処理を共同で行う逗子市と十分な協議を行い、検討していきます。

イ) 今泉クリーンセンター

平成 17 年 3 月までにダイオキシン類削減対策工事を終了し、現在継続して稼働（1 炉）しています。

現行施設の適正な維持管理を行うとともに、当面、焼却処理を継続しますが、平成 27 年度を目途に焼却を停止するものとします。

ウ) 笛田リサイクルセンター

現行施設の適正な維持管理を継続します。

機械設備については、更新時に最新の機械設備を導入するとともに、施設全体の延命化を図ります。

エ) 最終処分場

焼却施設から排出される焼却残さは、その全量について溶融固化処理をしているため、最終処分場に焼却残さの埋め立ては行っていません。

溶融固化処理は、脱埋め立てを目指す本市のごみ処理方針に合致しており、今後も引き続き、溶融固化処理をはじめとする焼却灰の処理を実施していきます。

溶融固化処理が将来的にも実施されることが確実視されており、生活環境整備審議会からの提言を受け、最終処分場の廃止に向けた調査・手続きを進めています。

オ) 新たなごみ焼却施設について

将来にわたり安定したごみ処理体制を確保するためには、焼却ごみの減量・資源化の取り組みとともに、特に焼却施設の新たな整備が不可欠です。

逗子市と本市のごみの広域処理において、燃やすごみを共同で焼却するための広域焼却施設は、燃やすごみのごみ質を統一することを前提として協議することを確認しています。

焼却施設の新たな整備には、構想、計画から施設完成までには、多くの時間を要することから、新たなごみ焼却施設整備についての調査・検討を早急に進めます。

(参考) 深沢クリーンセンター

現行施設の適正な維持管理を継続します。当面、し尿及び浄化槽汚泥の公共下水管への放流を継続していきます。

施設のあり方や将来の跡地利用について検討していきます。

鎌倉市のし尿放流施設の現状（参考）

し尿放流施設	深沢クリーンセンター
--------	------------

10. 推進体制

(1) 循環型社会形成のための3Rの推進に関する制度（組織）の活用

廃棄物処理法では、市町村における一般廃棄物の減量化対策を実効あるものとするため、廃棄物減量等推進審議会及び廃棄物減量等推進員の制度を設けることができることになっています。（第5条の7、第5条の8）

本市では、これを受け鎌倉市廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する条例を定め「鎌倉市廃棄物減量化及び資源化推進審議会」を設置する（第7条）とともに、「鎌倉市廃棄物減量化等推進員」を委嘱（第13条）しています。またこれとは別に、生活環境の整備を図り、近代都市としての健全な発展及び公衆衛生の向上に資するため条例により「鎌倉市生活環境整備審議会」を設置しています。

これらの制度や組織の活動を通じて、循環型社会形成のための3Rの取り組みを積極的に推進していきます。

ア) 鎌倉市廃棄物減量化及び資源化推進審議会

市、事業者及び市民との相互協力・協働への取り組みにより廃棄物の減量化・資源化を総合的かつ計画的に推進するため設置されたもので、主に廃棄物処理事業等に関する諮問機関として、ソフト的施策について検討していきます。

イ) 鎌倉市廃棄物減量化等推進員

廃棄物の発生抑制、減量化・資源化及び適正な処理並びに生活環境の清潔の保持のために市が実施する施策への協力その他の活動を行うため、それに熱意と見識のある方々のうちから市長が委嘱し、ごみの発生抑制、ごみの減量化・資源化の推進及び指導、ごみの適正排出、不法投棄の防止等の活動を行っています。

委嘱は自治・町内会や商店会の推薦を受けて行いますが、事業の効果を上げるために市、事業者、市が協働して行うことが重要です。鎌倉市廃棄物減量化等推進員は、これら地域のリーダーであり、市、事業者と市民との掛け橋として十分な連携をとりながら、より積極的な取り組みが期待されています。

ウ) 鎌倉市生活環境整備審議会

一般廃棄物処理施設等、主に廃棄物処理に係るハード的施策について検討しています。施設整備の検討に当たっては、この審議会の意見を聴きながら、より効率的、効果的で、環境への負荷の少ない安全な施設整備に努めます。

(2) 連携体制

ア) 市民・事業者・滞在者との連携・協働

市民・事業者・滞在者と市が、自らの問題として役割を認識するとともに、おののが対等の立場で、循環型社会の形成という共通の目的に向けた取り組みを推進していきます。

また、ごみの減量・資源化を市民、事業者、市が一丸となった取り組みを推進するため、鎌倉のごみの未来を考え行動する組織を設立します。

イ) 国、県、広域的取り組み

循環型社会の形成に向けた法律と計画の整備・策定については、近年積極的な取り組みが行われています。これらによる規制・誘導・啓発等は、県や市条例による地域特性を踏まえた施策として推進されていますが、県・市の役割分担の中でそれぞれの持つ課題などの情報の共有化がさらに求められています。本市では平成22年2月に逗子市とごみの広域処理に關し確認書を締結し、広域焼却施設の整備及び両市の「ごみ処理広域化実施計画」の策定について協議を行っています。

また、廃棄物の処理に係る技術的進歩や社会情勢の動向を注視するとともに、財政的負担も踏まえ、効率的かつ安定的な処理処分を行うため、民間活力の活用も視野にいれた広域的な体制の確立に努めます。

(3) 計画の進行管理

本ごみ処理基本計画を着実に推進していくためには、毎年度の取り組みを明らかにし、達成状況を確認していく必要があります。

そのために、行政は、年度ごとのごみ処理量等の数値を盛り込んだごみ処理実施計画とともに、具体的な取り組みを定めた事業計画（アクションプログラム）を作成し、計画的で着実な事業の推進を図る必要があります。

また、毎年度の実績等については公表するものとします。

鎌倉市廃棄物減量化及び資源化推進審議会は、行政のまとめた実績数値を基に、毎年度、計画の達成状況の確認を行い、目標達成に向けて必要な取り組みの見直しを提言していきます。

特に、本計画の中間年度である平成25年度においては、平成27年度末の目標達成を視野に入れて平成24年度末の達成状況の評価を行いながら、平成25年度から27年度までの計画の再構築を行います。

